

地福第 2025号  
令和5年9月29日

社会福祉法人 日本介助犬協会  
理事長 高柳 友子 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和5年10月16日 から 令和10年10月15日 まで

※ 前回証明した証明書の有効期間[平成30年10月16日～平成35（令和5）年10月15日]から継続して、5年間は有効期間となります。